企業におけるエージェンシー問題再考(I)*

――企業の内外における様々なエージェンシー関係とエージェンシー・コスト――

小 山 明 宏

目 次

- 1. 企業内におけるエージェンジー関係の実態と、そのフォーマルな考察
 - 1.1 基本問題
 - 1.2 権限委譲・契約の問題とエージェンシー理論
 - 1.3 エージェンシー・アプローチの問題点と新視点
 - 1.4 非対称的な情報分布の問題
- 2. 経営者を規律づける「装置」としての企業内制度
 - 2.1 基本的考察 (以上, 本号)
 - 2.2 企業内におけるプリンシパルによるエージェントのコントロールの可能性
- 3. 「エージェンシー・コスト」をめぐって
 - 3.1 エージェンシー・コストの概念
 - 3.2 「エージェンシー・コスト論争」について

1. 企業内におけるエージェンシー関係の実態と、そのフォーマルな考察

1.1 基本間額

究極的に凝縮して述べるならば、「企業というものは、完全な要素市場からインプットを購入し、非同質的な生産物を不完全な生産物市場へ供給する投入一産出システムである」ということになるであろう。Alchian & Demsetzの言葉を借りれば、古典的な企業は次のような特質を持った契約構造とみなされる。10

①投入物の結合的な生産,②生産物の所有 者が複数存在すること,②結合的投入物の契 約すべてに関与している集団の存在,そして,この集団は、④他の投入物所有者との契約とは独立して,いかなる投入物の契約も再交渉(やり直し)する権利を持つ、⑤残余請求権を持つ、⑥中心的残余請求権者としての自らの立場を売却する権利を持つ。

このような「投入一産出システム」における中心的契約集団が「ブリンシパル」にあたる。企業における他のすべてのメンバーが「エージェント」と呼ばれる。このようなプリンシパルは、Kieser & Kubicek のいう「組織の設立メンバー」にあたる。²⁾ こうして組織のメンバーは、契約の締結後、企業の富のために利用されるべくあてがわれた「インブット」を処理する。ここでの契約は、必ずしも労働契約ではなく、組織の協働者は労

働の成果に関わる契約についても義務を負っ ている。

企業はまた、プリンシパルに所属するひとつの市場と理解される。前述の Alchian & Demsetz に則していえば、「企業は私的に所有された市場とみなされうる」ということになる。そしてこれを、 Jensen & Mecklingはより一般的に述べている。「ほとんどの組織は、個々人の間の一連の契約関係の連鎖であり、法的な『擬制(fiction)』である」。彼らにとっては、「市場の行動に類似した企業の行動」なのであり、それは、「複雑な均衡プロセスの結果」ということになる。⁽³⁾ すなわち、経営内部での最適な契約というものは、市場均衡として解釈される。

こうして,企業というものは個々の組織メ ンバー間の契約のネットワークとして把握さ れうる。そして、このネットワークの中心人 物が, プリンシパル である。 過去多くの場 合, このプリンシパルは企業の所有者, すな わち株主である、と解釈されてきた。そして、 このようなコンテクストにおいては, すべて の企業内協働者がプリンシパルの見地から最 適な意思決定を行うべく行動するように仕組 む(仕向ける)ことが、当然重要となる。で あるから、このような状況で一番の問題は、 「所有(das Eigentum)」と, 「財産処理権 (die Verfügungsmacht)」の分離、すなわち企業内 におけるコントロールの問題である (経営者 資本主義の基本的視点)。 企業 の 所有権という ものは、企業の資産およびキャッシュ・フロ -への請求権を意味している。これらの請求 権は、一般に、同様の財産処理権を持つ他の 人々の許しを得ることなく売却されうるもの である。一方ここでの「コントロール」は資 源配分に関するある程度の自主的な意思決定 権限の存在を意味している。そして、企業経 営に直接の役割を果たさない人々が企業に対 する請求権を持つとき, 所有とコントロール の分離が発生するのである。この意味で、と りあえずはここでも、プリンシパルは所有者 (株主)、エージェントは経営者ということに しておく。そして、すべてのエージェントが 所有者の立場からみて最適な意思決定を行う ようにさせるために、インセンティブが彼ら に与えられる。すなわち、プリンシパルの立 場からみて最適なインセンティブ・システム をどのようにエージェントに対して形成する かが問題となる。

プリンシパルの立場からは、エージェンシー問題は、こうしてより広い意味におけるの 織の問題ということになる。プリンシパルの 目標は、意図をもって形成された(組織)メ カニズムを経由して、機会主義的に動機づられたエージェントの側の行動を抑えるなメがられたである。もしプリンシパルがそのようないなある。もしプリンシパルがみのようなは、自らに提供された自由に、シャーキング(Shirking)という形で使い尽くずことになるであろう。前述のインセンティブ・システムの構築的ない。 いうか「組織メカニズム」の代表的ないならが、エージェンシー問題を一般的にのであるが、エージェンシー問題を一般的に記すならば、次のようになる:

- (1) どのようなメカニズムがエージェント を規律づけるか?
- (2) エージェントの業績をどのようにして 評価するのか?
- (3) コストはいくらであるか?

これらの要素すべてを顧慮することによって初めてこの問題はプリンシパルにとって最適な方法で解決される。

ここで、今まである意味で曖昧に使用してきた「エージェンシー関係」という用語の意味を、より厳密に考えてみよう。すなわち、エージェンシー理論の基本問題を概観するにあたり、まずエージェンシー関係という呼称に属するものをより具体的に理解することから始めるのが便利である。過去の文献によると、次のようなファクターがしばしば挙げら

れている。

- ■経営者への報酬支払い契約
- ■株主―経営者―監査役の「三角関係」
- ■クレジット契約
- ■倒産企業の評価の意思決定
- ■リース契約
- ■保険契約
- ■収穫契約
- ■国家の租税、あるいは分配政策
- ■環境保護
- ■企業組織
- ■集団意思決定

Jensen & Mecklingによると、1人(あるいは複数)の人間が、自らへ成果をもたらさしめるべく他の人間 (x-i) を雇い、その際に結ばれる、意思決定能力が委譲されるような契約が、x-i ントはその際、必ずしも常にプリンシパルの利益に基づいて意思決定はしない。 4

Ross はもう少し一般的に定義している。すなわち、2つ、あるいはそれ以上のグループがあり、片方(エージェント)がもう一方(ブリンシパル)の名で、あるいは代理人として、特定の意思決定問題に取り組んだとき、それらグループ間にエージェンシー関係が発生する、と述べている。50

このどちらの定義によるときでも、前述の例に挙げられた関係の中で包含されないものがある。たとえば集団意思決定では、誰がブリンシバルで誰がエージェントか明瞭ではない。すべての参加者が両方の役割を持っているからである。また、契約にまつわる関係には、基礎になってに係るとは言い難い。ある研究者たちは、非常に一般的な定義を使うことにより、この問題を行とは明らかである。そういう定義では、主張力に欠ける。Pratt & Zeckhauser は、エージェンシー関係が発生するのは、ある個人

(プリンシパル) の厚生が他の個人 (エージェント) の行動に 依存するときである, と述べている。6 これならば, 事実上, 前述の例はすべて包含されうる。しかしながら, エージェンシー関係において何が重要なのかは, これらの(前述のような) 例がなければ, この定義からはけっして明らかにはならない。

ところで、エージェンシー関係について固有の定義を全くせず、自らの問題意識のモデル設定の見地から、そのような関係がどのように理解されるべきかを記している、いわば第3のグループの研究者たちもいる。ただし、ここではそれらには触れない。

- ■2つの「当事者」が存在し、それぞれは 複数の個人から形成されていることもあ りうる。
- ■片方の当事者(エージェント)は、一群の 行動可能性の中から、1つを選び出さな くてはならない。
- ■その行動,あるいはその結果は,双方の 当事者の厚生に影響を与える。
- ■もう一方の当事者(プリンシバル)は、そ の行動の結果に対する評価原則を定める 義務がある。

* 本稿の執筆にあたっては、西ドイツ・トリアー大学第 IV 専門学群経営経済学部門で 1989年11月および 12月に筆者が行った発表、およびその際に得られたコメントに負うところが大である。特にハルトムート・ヴェヒター教授、ラルフ・エヴァルト講師、助手のマルセル・ティレル、ヴォルフラム・ハインツェルの諸氏には心から感謝の意を表したい。

- 1) Alchian & Demsetz (1972), S. 794ff.
- 2) Kieser & Kubicek (1983), S. 13.
- 3) Jensen & Meckling (1976), S. 310ff.
- 4) Jensen & Meckling (1976), S. 308.
- 5) Ross (1973), S. 134.
- 6) Pratt & Zeckhauser (1985a), S. 2.

1.2 権限委譲・契約の問題と エージェンシー理論

エージェンシー問題は、いわゆる「代理」の基本的問題に端を発している。ある意思決定主体(プリンシバル)が他の意思決定主体(エージェント)を、プリンシバルのための諸契約を遂行さしむるべく雇い入れ、その際に、当該契約のパートナーの双方がエージェントの意思決定に依存している、ということが重要なのである。影響関係の矢印は双方向に向いている。この基本的な考え方に基づき、エージェンシー理論は、分権的活動の最適な誘導のための理論として解釈されうる。

そこで締結される契約では、エージェンシー関係における内部で、経済主体の役割を規定する。とりわけ生産要素の供給に関して、そこに記される。さらにその際、プリンシパルによるエージェントへの支払いに注目しなくてはならない。それはプリンシパルが選択したインセンティブ・システムを反映したものであり、それによって、プリンシパルは、「命令」によって自らにとって望ましい行動を引き出すのではなく、エージェントをしてプリンシパルの立場へと動機づけるものだからである。

企業の内部では、このようなエージェント は複雑な組織の最小構成単位を成している。 それは階層組織の重要な構成要素であり、上 役がその部下とともに組織の単位を形成して いる。インセンティブ・システムもこの単位 から分析される。

エージェンシー関係における両当事者は、 次のような意思決定問題に直面する。すなわ ち、プリンシパルは自ら入手可能な情報に従 って支払いルールを決める。すなわち彼はエ ージェントの報酬を決定する。ここで同意が 得られなければエージェンシー関係は成立し ない。エージェントが同意すれば、彼は可能 な行動の中から選択をする、ということであ る。そして、この意思決定が、エージェント の収入のみならず、プリンシパルの富にも影 響を与えることになる。 契約の当事者双方 が、自らの効用を極大化しようとして、そこ で生じる意思決定の相互依存が、そこでの継 続的な問題構造に 還元 され, エージェント は、自らの意思決定をもって、プリンシパル から提供された契約に対応(反応)する。

また、エージェンシー理論では、基本モデルにおいては1人のプリンシパルが1人のエージェントに課題を与えるということになっているのだが、2人以上の人間についてモデル化するならば、普通は複数の人間を1人のプリンシパルに、また複数の人間を1人のエージェントに表現することになる。このような表現方法は、グループの意見というものを反映したものであり、グループの効用を極大化する。その好例として数多くの文献で挙げられているのが、株主(プリンシパル)と経営者(エージェント)であることは既に述べた。

エージェントの存在は、経済の現実における、最も重要な諸現象のうちのひとつである。Arrow の言葉を借りれば、エージェンシー関係というものは、人間の経済生活では広く行きわたっている事実である。かいわゆる研究論文などで従来理解されてきた、ごく限られた意味においてさえも、エージェンシー関係は経済的な重要性を持っており、ほと

んどすべての取引における重要な構成要素と して、経済界においてはエージェンシー関係 にあたる関係が普遍的にみられることも確か である。Jensen & Meckling も, すべての 組織、そしてすべての協働的努力、企業、大 学,相互会社,協同組合,政府の部局,労働 組合その他エージェンシー関係とみなされう るすべての関係は、「エージェント」という ものが存在しているからだ、と述べている。8) エージェントはいろいろな、数多くの理由か ら生じるものである。エージェントというも のは、よく考えてみると、ひとつの「可能 性」である。たとえば、すみやかかつ有意に 変わりつつある環境制約への適応、また、分 業のメリットも利用しうる。そしてエージェ ントは通常、自らがエージェントであること のチャンスおよびリスクを前もって認識して いる。たとえば、分権的組織構造によって彼 には意思決定の大いなる裁量性が与えられて いることはそのひとつである。

すなわちそこでは、権限委譲の問題が常に 発生している。実際,「契約」の 概念の背後 には、常に本質的に「権限委譲」と「裁量 性」の概念が存在しているといえる。そし て,この両者とも当然,エージェンシーの概 念の重要な側面である。エージェンシー関係 というものの契約として の面 についていえ ば、まず、個人的な選択と選好の形成がエー ジェントの中心的な概念である。エージェン シー関係の核心は、個人的な選択という行動 を、誰か他人へ委譲する、ということであ る。そして、エージェントの選好と将来の選 択というものが、エージェンシー理論のひと つのテーマである。相手が持つ選好に対する 「無関心」ではなく、相手の利益、個人的な 関わり合い、忠誠心そして実際の選択が、そ こでの関係では重要となる。すなわち、エー ジェンシー関係とは、選択あるいは裁量権の 引き渡しに他ならず、そこではプリンシパル とエージェントの効用関数に相互依存性があ る。契約というものがパフォーマンス志向な のに対し、エージェンシー関係は、努力とい うものを志向しているといえる。

エージェンシー関係の典型的な非契約的ヴァリエーションとしての、完全な権限委が適の例として、後見人と被後見人の関係が挙げられる。被後見人はこの場合、個人的な選好に対して、高度に専門化された、そして貴重な工の投資という形での提供を変しての投資という形での提供を変しての投資という形での提供を変したが行うとき、同じような権限ももないが表して、関わり合いという信頼といる。たとえば医師とかの砂としよいる。たとえば医師とか弁護士のような仕事に関する細かな交渉や取り決めをすることも多い。

一方、裁量権のない純粋な権限委譲は、エ ージェンシー関係とはいえないであろう。エ ージェントと単なるメッセンジャーとは全く 別のものである。であるから、使用者の完全 な指令の下に行動する人間、あるいはメッセ ンジャーは、いかなるエージェンシー問題を も引き起こしはしない。もしエージェントが 自らの選好を明示することなく、また自らの 選択意思に従って行動したりしないのであれ ば、彼はエージェントではなく、単なる「請 負人」に過ぎない。 そしてこの場合は、「指 令を行う権利」と引き換えの「支払い」が契 約なのだ、ということができる。しかし、雇 用契約がこのようなものであることは稀であ る。成果(パフォーマンス)というものの定義 がいかに厳密であっても、支払いの様式がそ のパフォーマンスと厳密には対応してはいな いことから、エージェンシー関係が生じてし まう。たとえば時間給制にすればどうしても 浪費される時間はあるし、歩合給制にすれば 一定の品質水準に達しないモノが出てくる。

このようなエージェンシー関係的な性質を

持った契約においては、いわば、エージェン トの背信に対する制裁、および約束してあっ たはずの諸インセンティブをプリンシパルが 履行しないことに対する制裁に関する法的取 り決めに依存するところが大きいのである。 すなわち、契約にまつわる 支出 と いうもの は、その実行のためのセッティングのみなら ず、相手の信頼性を確かなものにするために 行われる、ということになる。このようない わゆる「逸脱行為」に対する制裁としては、 解雇,約定報酬の喪失,名声の失墜など数多 くが挙げられる。このような性質の契約に対 して相当度の制度的な配慮がどうしても必要 になるのは、そのような信頼性に関する情報 の問題、および選好の形成という取り扱いの むずかしい仕事ともからみ、プリンシパルと エージェントの権利と義務の規定に関わる問 題があるからである。信頼および信用, 忠誠 心、機会主義の除去などの行動科学的な側面 が、従来の古典的な契約理論とは異なり、こ のような制度的な配慮の中に組み入れられな ければならない。

- 7) Arrow (1985), S. 34.
- 8) Jensen & Meckling (1976), S. 309.

1.3 エージェンシー・アプローチの 問題点と新視点

前節までにも度々言及したように、株主と経営者の関係は典型的なエージェンシー理論のフレームワークで分析されうるのだということになっており、著名な海外の研究者たちも、そろってこの方向で議論を進めてきている。たとえば、Barnea、Haugen & Senbet (1985) においても、⁹⁾ 企業における資本提供者は、経営者としての手腕を持った専門家に権限を委譲し、経営者は残余リスクを負担している株主の権限委譲のもとに活動すること、そして、意思決定権限の委譲の結果、エージェント(経営者、既存株主)とプリンシパ

ル (新規資本の提供者) の間の利益のコンフリ クトを引き起こすかもしれない と述べてい る。しかし、彼らに限らず一般にこの種の議論 には重大な見落としがある。それは、Jensen & Meckling が比喩的に用いた用語たる「プ リンシパル」および「エージェント」を、何 の疑いもなくそのまま株主と経営者の関係を 始めとする企業内外の関係に当てはめてしま っていることである。企業の経済分析の対象 としてこれらの諸関係を取り上げ、記述する ことは結構であるが、それをまとめあげるだ けでは単なる Übung と大して変わりはなく なってしまう。元来それらは常に現実との対 比において生かされてこそ真の価値があるも のだからである。エージェンシーという用語 にしても、 やみくもに種々の関係に当てはめ るだけではほとんど意味はないであろう。

エージェンシーという用語の持つ意味は、現実における法的概念としては、プリンシバルがエージェントの活動を統制し、指令を保持しているような関係を意味している。しかもそこでは、エージェントは自らな関係にある間、絶えず、自自にわたって、エージェンー関係にある間、絶えず、目にわたって、エージェンー関係のの間になっている。とになっている。移の存在があらためて明示されなくても、それが存在することになっている。

アメリカ法における経営者と株主の関係の 規定では、エージェントの活動を指令すると いうプリンシパルの権力は、株主が自らの会 社の執行役員あるいは取締役に対して持つ権 力には当てはまらないとされる。¹⁰⁾ 日常の事 業活動の企画・運営および長期的方針の策定 にいたるまで、典型的な判例、ならびに会社法 のもとでは、株主にはそのような職務は許さ れていない。アメリカでは各州に会社法の立 法権があり、取締役および取締役会に関する 法規制の内容も州によって必ずしも同一では ないが、各州の会社制定法とも取締役会が会 社の業務執行に関する一般的権限を持つとい うことを宣言するのが通例である。

実際、取締役会の意思決定権は企業の主要 な活動すべてにわたる。取締役は、これらの 意思決定のうち細かい厄介なものは執行委員 とか下級管理者に委嘱できるし、判例法・慣 例上もそのような権限委譲が実際行われてい る。しかし、そのような場合でも最終的な権 力は取締役にある。すなわち、代表執行役員 の活動・意思決定は、取締役が撤回させたり 取り消させたりしうるし、裁判所もそのよう な判決を確定させている。一方, 株主は執行 役員や取締役に対してこのような権利はけっ して保有していない。しかも取締役会は、過 去にさかのぼってまで、執行役員、従業員あ るいはその他の契約集団へ委譲した権限を取 り消すことさえできる。この点株主は取締役 会の権限を取り消すなどということはできな い。なぜなら法的には彼らは取締役へはいか なる権限をも委譲してはいないからである。 制度的には、であるから、株主が取締役を動 かしうるには、たかだか、本稿でも後に取り 上げる「投票機構」の利用による方法しか残 されてはいないことになる。しかも、そのよ うな手段が現実に有効に機能しうるかどうか は、さらにまた別の問題である。

同様の見地からわが国の会社法の考察を試みるならば次の通りになろう。すなわち、わが国においては、昭和25年の商法改正を境にして、取締役と株主の関係についての発想が劇的に変わるのである。改正前の株式会社の機関の構造は、文字通り株主総会中心主義という発想の下に形作られており、そこでの株主総会は、強行規定または定款に反しない限り会社に関するすべての事項について決定する権限を持っていた。そしてその決議は当然、取締役や監査役などの他の機関をも拘束

しうるものとされていた。しかもこのよう な権限の他に、取締役および監査役という他 の機関の選任および解任権をも持っていたた め、株主総会は、 会社の最高かっ万能の機 関ということになっていたのである。ところ が、昭和25年の改正により、株主の権限の 万能性は修正され、株主総会は商法または定 款に定める事項のみに限って決議できるもの とされ、改正前のように会社の業務執行に関 する事項などまで随時決議して執行機関を拘 束することはできなくなった。このような株 主総会の権限の大幅な縮小と同時に, 取締役 が集中的に、業務執行に関する権限を持つこ ととなったのである。ただし、改正前の取締 役は、各自執行・各自代表の原則という、各 自が原則として会社の業務執行権および代表 権を単独で行使しうる機関ということになっ ていたため、取締役にあまりに集中的に権限 を与えることによる弊害を避けるために、取 締役制度が2分化されたのである。こうし て, 取締役の全員によって構成される, 業務 意思決定を行う取締役会と, 取締役の中から 互選されて、日常業務の執行を行い、かつ取 締役会の決定をうけて会社を代表する代表取 締役という2つの会社機関が考案されたので ある。しかも、このときに、取締役会は会社 の業務の執行の意思決定と同時に, 代表取締 役の具体的な業務執行を監督する機能も与え られたため、従来の監査役が持っていた一般 的な業務監査権は否定され, 監査役は会計監 査だけを担当する機関となったのである。

このような新しい運営機構の特色は、その根底にある「株主総会中心主義」から「取締役会中心主義」への転換であろう。この改正は、実をいうと当時のアメリカの占領政策を機縁として始められたため、株式会社の機構そのものに根ざす内在的・経済的要因よりも、むしろ社会的背景の激変という外在的・政治的要因によって強力に押し進められたものといわざるをえない。すなわち、財閥の解

体が、そのすべての原因であるといえる。しかも、それまでのわが国の会社法が大陸法を 基盤として形成されていたのに対し、この改 正では当然アメリカ法の各種制度を大幅に導 入したことから、渾然と様々な面が含まれる こととなった。

財閥形成を助長することとなった株金分割 払込制度の廃止、そしてそれに伴う株式投資 の大衆化の必要性に対し、当時の法制上、会 社の増資は株主総会の特別決議を必要とする ということになっていたため, まず授権資本 制度が採用された。そして、過去の会社運営 において株主の発言権・権利が弱体だったこ とにより財閥の形成がますます助長されたと いう認識から、株主の地位を強化するべく、 株主総会における議決権制限の廃止、無議決 権株の制限などの他、帳簿閲覧権や取締役の 違法行為差止 請 求 権、 代表訴訟提起権など の, 株主総会を通じない株主の直接的な監督 是正権の新設・強化がなされた。しかし、ど う考えても株主の地位強化の要請と株主総会 の大幅な権限縮小とは、本来相容れないもの である。それがこうして渾然と導入されたの は、ひとえに、そのひな型とされたアメリカ 法で、株主総会ではなく取締役会が業務執行 に関する最高の機関とされていたことによる ものといえる。ただし、周知の通りアメリカ では役員制度があり、役員は取締役会により 任命されてその権限委譲のもとに成立する, 名実ともに取締役会の下部機関である。しか も役員は必ずしも取締役会の構成員ではなく てもよいため、取締役とも従業員とも異なる 独自の純然たる執行機関として位置づけられ ている。アメリカの取締役会制度は、この役 員制度の確立があってこそその機能が果たさ れるわけであり、その片面的採用の結果、わ が国ではますます取締役の権限は株主の意思 を必ずしも反映する必要のない強大なものと なってしまっている。

こうして見ると, 法的には最高執行役員

(わが国における代表取締役。以下, 経営者もし くは経営者陣という呼称 で 言及することがある) は、株主のではなく、取締役会のエージェン トであり、取締役が株主総会によって任免さ れる(商法 254 条 1 項, 257 条)限り、形式的 には取締役会は株主のエージェントにあたる ようにみえる。ただし、前述のごとく、エー ジェントの権限はいついかなるときにおいて もそのプリンシパル (本人) によって停止さ れうるというのが、元来のエージェンシー理 論における前提であるが, 取締役会は, 通常 は何らかの理由がない限り、株主によって解 任されることはできない。株主総会にはその ような権限はない。 同様に、エージェント は、やはり本来のエージェンシー理論の前提 では、通常プリンシパルの指揮に従わなけれ ばならないものとされるが, これまた, 株主 は取締役会の権限内にあることがらに関して 拘束的な指令を発する法律的な権限を有して はいない。

このように, 純粋に商法上の文面規定のみ を根拠とすれば、株主と取締役会の関係はエ ージェンシー関係のように みえる のである が、事実上 (faktisch)、すなわちその運用上 の実際問題としては、両者の関係は厳密なエ ージェンシー関係とはいえないのである。 (であるから、商法上は取締役会によって選 挙される代表取締役と株主の関係は、さらに 不明確なものとなる。) すなわち, 総論的に は、定義上はエージェンシー関係のようであ り、しかも共通の定義そのものはこれのみで あって、すなわち「建て前」のみが存在して いて、細目に関する定義はない。それらは、 たとえば会社ごとの定款により,必要に応じ て詳しく取り決められることになる。すなわ ち、「定義」あるいは「建て前」より先の問 題に関しては、現実の状態をもってそれを考 察するしか方策はない、ということになる。 したがって、「建て前」としてはエージェンシ -関係のようではあっても、その事実上の細

目としては厳密なエージェンシー関係とはい えないということであるから、我々がこれを 検討する際には、せいぜい、「疑似エージェン シー関係 (Quasi-Principal-Agent-Beziehung)」 あるいは,「ゆるやかな エージェンシー 関係 (Sanfte Principal-Agent-Beziehung)」という把 握をせざるをえない。しかも、そこでの発想 は、よく考えてみると、「株主が会社を所有 する」という基本的思想に根ざした, 今や全 く現実には即さない伝統的な概念によるもの になっていることに注意しなくてはならな い。言い換えれば、「実状として」、会社はも はや株主だけのものではない。それは「株主 +従業員」のものであるといわざるをえな い。11) しかも、プリンシパルの範疇に従業員 まで含めると、当然のことながらますます、 彼らと取締役会との関係は、「契約」という 意味では,すでに厳密な意味でのエージェン シー関係ではない。 しか し、 経営者の行動 が、常に「株主+従業員」の利害を左右す る、という点では、彼らの間の関係は、やは り 事実上は、「ゆるやかな エージェンシー関 係(Sanfte Principal-Agent-Beziehung) | である といわざるをえないであろう。この意味では 経営者(陣)は,「疑似エージェント (Quasi-Agent)」と呼ばれてさしつかえないと思われ る。

青木(1984)によれば、エージェンシー理論における以上のような「欠陥」は、しかしそれの価値を完全に否定してしまうに値するものではない。¹²⁾ むしろ視点を変えて、より別の方向から検討が試みられるべきであると思われる。すなわち、現実の問題に対する接近の足がかりとして考えた場合、ここで問題なのは、Quasi-Principalとしての「株主+従業員」は、Quasi-Agentたる経営者(陣)の選好に関して完全な情報を保有してはいない、ということである。実際、エージェンシー理論の昨今の発展は、「株主+従業員」の側に、経営者の選好に関する完全な情報が存

在しない場合に、経営者を監視し、規律づけるメカニズムにはどのようなものがあるか、 という研究に少しずつ向けられてきているという。すなわち、いわゆる「非対称的な情報 分布」の問題に、その論点が集中している、 ということである。

- 9) Barnea, A., R. Haugen & L. Senbet (1985), S. 25ff.
- 10) Clark, R. C. (1985), S. 56ff.
- 11) このような発想は、特に日本的経営論との 関連から考えると大変理解しやすいように思 われる。筆者は別にこの点についても別稿で 論じる予定であり、現在準備中であるので、 そちらを参照されたい。(Koyama, A., Eigenarten des japanischen Managements— Eine Interpretation als Principal-Agent-Problem, Arbeitspapier 1990, Universität Trier およびその和訳、小山明宏、日本的経 営とエージェンシー・コストの削減——日本 企業の経営活動の考察、近刊予定)
- 12) 青木昌彦 (1984), 現代の企業, 岩波書店, S. 95ff.

1.4 非対称的な情報分布の問題

ここで、非対称的な情報分布(あるいは情報 偏在、Asymmetrische Informationsverteilung) の問題を、ある程度目に見える形で示してお くことにしよう。

まずエージェントは、次のような意思決定xを行う。

$x \in X$

この意思決定により、エージェントは自らの富のみならず、彼以外の人物、すなわちプリンシパルの富にも影響を与える。その際エージェントの活動に関しては、プリンシパルとエージェントでは異なった価値基準を持つものである。すなわち、エージェントの意思決定が持つ外部効果は負である。そこでは、プリンシパルが好むようにエージェントの活動を修正することは、エージェントの非効用を引き起こす。

こうしてプリンシパルはエージェントがプリンシパルの好まない 行動 をとらないように、支払いをする、という方向で交渉を進めるであろう。結局両者は、プリンシパルが P という支払いをするかわりに、エージェントがある決定、

$x \in X$

を行うという契約 (x, p) を結ぶに至るであろう。ここで、エージェントの効用関数をU(x, p)、プリンシパルの効用関数をV(x, p) とすると、活動xと支払いpの最適な組合せ(協定)が作られることになるであろう。エージェントとしてはより低い努力水準でより タくの支払いを得ようとするであろうし、プリンシパルは、逆により少ない支払いでエージェントのより高い努力水準を得たいと願うであろうから、(x, p) の様々な組合せに関する交渉がもたれることになる。

ところで, ここでいう外部性のみが、最適 な協定の実現を妨げるものではないが、それ が情報の偏在に関連した外部性の場合には、 注意を要する。今、何らかの理由で、エージ ェントがどのような意思決定を行ったか、あ るいは行っているかをプリンシパルが正確に は観察・確認できないものとする。エージェ ント自身は当然、自分がどういう決定を行う かは知っているから, ここに非対称な情報分 布(情報の偏在)が起こることになる。ただ し、エージェントの決定なに関する情報の偏 在があるとはいっても、xと相関があり、し かもプリンシパル、エージェント双方にとっ てコストをかけずに観察しうるような変数が 存在するかもしれない。そのような変数はエ ージェントの決定 x に関する何らかの情報を 提供してくれるかもしれない。そのような、 活動なに関する部分的な情報を与えてくれる 変数を y, z… で表すことにしよう。たとえ ばそれは、yが労働のアウトプットで、zが 何らかのコントロール機構から得られるモニ

タリング・シグナルかもしれない。エージェントやプリンシパルはy やz の値を等しく観察するのであるから、報酬規準 $p(\cdot,\cdot)$ はこれらの変数y, zの 関数p(y,z) として定義されうる。

さて、プリンシバルはエージェントの決定 xを正確かつ直接には観察できないのであるから、変数 y、zの実行可能関数の集合Pから採られたものを提供することになる。

$$p(\cdot, \cdot) \in P$$

この報酬規準をプリンシパルは、エージェントに対しその決定xに関するエージェントのいかなる要求あるいは約束をも期待せずに提供する。プリンシパルは、エージェントをして規準pを受け入れさせ、かつ、自らの利益にしたがって決定をさせることとなる。エージェントは、支払いp(y,z)が変数y,z(それは彼の活動xと相関している)に依存していることを知っており、そこでの規準pに対応して決定を行うであろう。すなわち、形としてはエージェントは、

$x = \phi(p)$

という、 ρ に依存する活動xを選択している ことになる。す な わ ち エージェントの反応 は、

$\phi: P \rightarrow X$

という関数によって表 される。 言い換えれば、報酬規準がインセンティブを規定する、あるいはエージェントの決定は報酬規準pから誘発される、ということである。

今、エージェントの富U、およびプリンシパルの富Vに関して効率的な組合せ(x, p)の集合をEとすると、Eは最適な協働デザインの集合ということになる。さらに、エージェントの活動がプリンシパルによる支払いにより誘発される場合の、活動および支払いの組合せ $(\phi(p), p)$ の集合をIとすると、集

合 I は情報偏在のもとでの実行可能なデザインのすべてを含んでいる。ここでの E と I が完全に一致するならば情報の偏在は何らの問題も引き起こさない。この場合、あるいは両者がいくつかの共通要素を持つときには、少なくとも 1 つ以上の最適協働デザインが、意思決定の誘発を通じて得られることになるであろう。

ここで、エージェントの決定xに関する情 報の偏在があるとはいっても、 x と相関があ り、しかもプリンシパル、エージェント双方 にとってコストをかけずに観察しうるような 変数が存在すれば、そのような変数はエージ ェントの決定なに関する何らかの情報を提供 してくれるし、そのような、活動なに関する 部分的な情報を与えてくれる変数を利用する ことによって、プリンシパルがエージェント に対するある程度の規律づけ効果を享受でき ることに注意しなくてはならない。さきに述 べた変数 y, z… についていえば, たとえば それは、yが労働のアウトプットで、zが何 らかのコントロール機構から得られるモニタ リング・シグナルかもしれない, ということ であった。具体的には、それではこれらのシ グナルを用いてプリンシパルはどのような行 動をとることになるのか、ということが、こ こでの興味の対象となる。

2. 経営者を規律づける 「装置」としての企業内制度

2.1 基本的考察

前章の最後にみた非対称な情報の分布の問題に対する解決方法の探求は、よく考えてみると、企業内における組織・制度の設計の問題にあたることがわかる。それは、株主一経営者、従業員一経営者という2つの接触面に共通したテーマでもある。

すなわち,経営者は常に、株主や従業員が

知らない情報を所有している可能性があり, それだけ経営者が優位に立っているといえ る。たとえば、使用者としての経営者が適正 な賃金を時間通り正しく支払っているかどう かを従業員側がチェックすることは、それほ どひどく困難なことではないかもしれない が、ある種のパフォーマンスの評価に関して は、常にそうであるとは限らない。非金銭的 なフリンジ・ベネフィット, たとえば有給休 暇、健康保険、恩給その他の現物的な支払い は、個々の従業員にとっては、貨幣賃金と同 程度の容易さでその支払いの性格・正確さを 判断したり、それをチェックしたりする情報 を自ら十分に備えていることはむずかしい。 従業員はこの問題について経営者を信頼しき ることもできるであろうが、監視コストをか けてもその支払いを監視する方を選択するこ とも考えられる。

このような事態をエージェンシー・コスト の発生およびその負担者という見地から見直 すならば、それはやはり契約のパートナー同 士が持つ情報に依存している。情報が偏在し ている場合には、期待の形成が同質的でない という事態が生じ、たとえばその克服のため に「シグナル」を使用する必要が出てくるこ とはよく知られているところである。しか し、経営者対株主、経営者対従業員というエ ージェンシー関係 の 図式のもとでは,「シグ ナル」を越えてもう少し広く、いわゆる「社 会通念」や「信頼」、「慣行」、 あるいは さら に「自己規律」や「制度」に頼ることが必要 となってくる。「制度」は言い換えれば他律 的「規制」を意味している。すなわち、「制 度デザイン」によって、本来自然に動くべき パス (path) の機能を補完し、自律的規制で はなく他律的にコントロールを行うことにな る。それは、「制度」とともに「装置」とい う用語を用いても表現できるものであろう。 プリンシパル (株主,従業員) とエージェント (経営者)の間の行為に対して、役割期待と

動機づけの組織化を規定し、企業内の共通ルールのパターンに統合する「制度」作りが行われる、ということである。「制度」は、この場合には当然、目にみえるものから、明文化されない慣行、慣習までが含まれる。

企業内のエージェンシー関係の場合,経営者(陣)を監視し、規律づけるための「制度」としてのメカニズム、あるいは手段としては、では、どのようなものが考えられるであろうか。

この点については、青木 (1984)、および Spremann (1990) に 興味深い分類がみられる。私見では前者の方が数段合理的かつ科学的な気がするが、後者も一応まずレビューしてみることとする。

まず念頭におくべきことは、Spremannによる分類は多分に場当り的なもので、いろいろな概念が渾然となっていて、分類というよりもむしろ、アドホックなケースを、いわば単に思いつくままにずらずらと列挙し、一同にぶちこんだものになっているということだが、ドイツにおける発想としてみれば、それなりの面白さはある。¹³⁾

Spremannによると、経営者をコントロールするメカニズムが有効に機能すればするほど、エージェントとしての経営者とプリンシパルとの間の関係は、より簡素にかつ余分な責任関係をそぎ落として形成されうる。個人的かつ主観的な行動様式が客観的な規則やメカニズムによって排除され、置き換えられれば、契約というものの市場性が高まる。すなわち市場を経由した解決方法が有効になる。

そのようなメカニズムとして次の7つが挙 げられている:

(1)報酬, (2)発展, (3)法的規制, (4)労働市場, (5)集団による意思決定, (6)名声, (7)族意識以下順次検討してゆくこととする。

(1) 報酬 (Belohnung)

プリンシパルの目標に沿った行動をエージェントにさせるべく報酬体系を形成する, と

いう常套的かつ古典的な議論である。利益分配, ステイタス・シンボルの供与など, ごく常識的なものである。

(2) 発展 (Evolution)

製品市場での競争が経営者を規律づけるために貢献するという、超古典的かつ西ドイツではなぜか広く信じ込まれている議論である。自社の生産技術の向上、新技術の開発、製品の改善、原価の低減などが、資本提供、資本のはである。このは当該企業が巻き込まれることをでいる。このような競争ではないであろうが、これ自体は特に新たに始まった事態ではなく、とりわけ拘束力のあるファクターとは言い難いと思われる。

(3) 法的規制 (Gesetz)

客観的な自社の情報を定期的に準備する義 務の存在は、経営者のコントロールに「疑い なく」貢献する、という主張である。ドイツ 株式法では, 第162条から第169条までで, 外部の複数の監査人、 および 第 170、171 条 で監査役会 (der Aufsichtsrat) により決算を 監視する包括規定が組み込まれており,また 第177,178条では株主総会後に,承認された 決算書類が遅滞なく所定の書式で公表されね ばならないことが規定されており、それを、 その根拠として挙げている。この制度の本来 の目的からいえば、なるほどその通りである が、周知の通り実はこれらの規定が「空洞 化」しているところに、経営者をコントロー ルする「装置」の議論が端を発しているので あり、話が振り出しに戻ることになる。

(4) 労働市場 (Arbeitsmarkt)

経営者自身が、自らの経営成果の良し悪しで「経営者労働市場」で価格づけされ、それにより自らの収入まで決定づけられることから、経営者は努力せざるをえなくなる。とい

うこれまた大変古典的な議論である。これについてはのちに再度言及することになるが、古くは Fama らに始まるこの「経営者労働市場」の概念は、他の経営者たちをも含めた相互の統制・監視という考え方がそのユニークさであったが、実はそれは「虚構的市場」であることも少なくない。また、各国ごとの実状に大きく左右される議論でもある。

(5) 集団による意思決定(Führungsgruppe) 意思決定を行うのは経営者一人ではなく, 取締役会(ドイツ株式会社における der Vorstand)という「グループ」であり,経営者は その中でコントロールされうるし, 意思決定 自体も切磋琢磨されうる, という極めて楽観的な主張である。

ドイツ株式法第77条によると,取締役会 が複数の人員から成る場合, 取締役会構成員 はすべて、共同でのみ会社の経営に携わりう ることになっている。ただし、取締役会の職 務規定や定款で、例外を 決める ことはでき る。とはいっても、取締役会内部で意見の相 違があった場合に、少数派が多数派を押し切 って決めてもよい、という規定を作ること は、認められていない。たとえば、ドイツの 銀行では,9000万マルクを越える融資は取 締役会構成員の全員の承認を得たときにのみ 行われることになっているという。ただし、 次のようなことがあったのも事実である。す なわち、かつて、銀行ではないが、ある国際 的に活動している株式会社の, 取締役会議長 が、事前に誰にも告げることなく10億マル クを投資してしまったことを、ジャーナリズ ムに告白したのである。

よく取り沙汰される,取締役会議長が持つ このような強大な実質的権力は,監査役会が ドイツ株式法 第84条 に基づいて行う措置に よって制約を受けることになっている。監査 役会が,まず取締役会議長を選び,その(公 開あるいは非公開による)推薦により,関連 した取締役会構成員を任命すると,取締役会 議長に対する取締役会構成員の従属性は退けられえないであろう。しかし、監査役会がそれに対応して、個々の取締役会構成員によって、取締役会内に、つりあいのとれた権力配け、で、取締役会内に、つりあいのとれた権力配分が成されらる。ただし、これによって配分が成されらる。ただし、これによって砂機づけ効果を持つ「合法的規制」の動機づけ効果を持つ「合法的規制」のが見きてのコントロールの強化により、自らが見きているかのような認識を持っているかのような認識を持っているかのような認識を持っているかのような認識を持っている。といい、監査役会の信頼を享受しえない、といるようになってしまってはならない、とSpremannは説いている。

ここでなされている主張は、一見して明らかな通りに、ごく建前的なことである。それは、極端にいえば、会社法の精神を「無菌的」に述べたものである。すなわちこのような議論は常に「建前論」と「実態論」に分かれてしまうものであり、Spremannの議論は、いうまでもなく前者を感触的に述べているに過ぎないので、それ以上の洞察を与えるものではない。¹⁴⁾ ただし、このような制度かなあいではない。¹⁴⁾ ただし、このようなが実効をあげるようにするためにはどのような制度設計を行えばよいのか、という議論に進むことは当然可能である。

(6) 名声 (Reputation)

企業に対する大衆の尊敬の念は、名声のしるしである。名声は抽象的なものであり、会計数値化することはできないものの、すべの計画の促進に役立つであろう。数多くの、意見形成の元になる前例のもとでの安定的な立派な振舞いによって、さらに名声が形成される。そしてそのような、名声の持つ促進者がそのような企業の名声作りにどれだけ貢献したかによって、経営者を判断することができるであろう。企業の名声を、必ずしも常に正確ではないにしても、たやすく確認することにより、経営者の評価を行いうる。そのような意見形成という意識のもとで、経営者は規律

づけられるであろう, というのがこの議論である。

ここでの議論は、さきに述べた「明文化されない規律制度」のひとつとして注目してよい。Spremannは、このReputationに関連して、信頼(Garantie)という概念も提唱しており、これも内容としてはほとんど変わらないもので、やはり同様の発想によるものであり、従来からのエージェンシー理論における、ある意味で「固い」発想からは多少脱却したものとして、面白い。さらにそのような「財」の流通する「市場」に関する議論も興味深い。

(7) 族意識 (Clan)

階層構造を成す社会というものは、組織論的には族意識のもとに理解され、そこでは新人の採用ならびに昇進というものも、ある基準のもとに決定される。そのような採用、ならびに昇進にあたり、社会の価値概念を個人がどれくらい同化しているであろうか。そしてこの場合の基準というものが、ここでいう

コントロール・メカニズム として機能しう る、という考え方である。たとえば、ある上 役が部下を持ったときに、物質的な点に関し ては申し分のない能力があったとしても、組 織全体とは異なった価値概念を持っていたな らば、そのコントロールには別途に膨大な官 僚主義的規律が必要となるであろう。一方, もし上役が部下を選ぶときに、組織と価値概 念を同一にするような人物を選んでおけば、 彼が要する監視費用はおおいに削減されらる であろう。価値概念の共有という意味で、組 織構成員は皆、個人的調和の義務を感じるよ うになる。資本提供者は,経営者の選択の際 に、その専門家としての質のみならず、彼が 持つ価値概念にも注意する よう にしておけ ば、監視費用、すなわちエージェンシー費用 を低くすることができるであろう。同じこと は、監査役会構成員の指名の際にも当てはま るであろう。

経営者に対する規律制度としてのこのような「族意識」という概念は、よく考えてみる

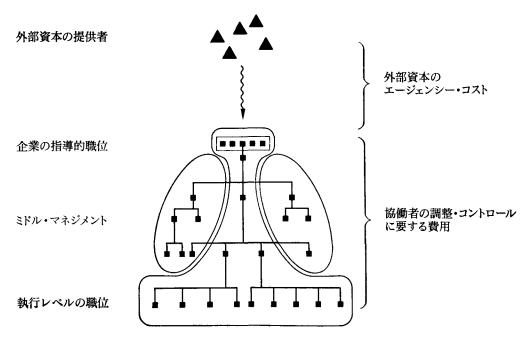


図 1 (Spremann (1990), S. 615 より引用)

とけっして目新しいものではない。しかし、 実はこれは、いわゆる「日本的経営論」の重 要なコンポーネントとなっているものであ る。この2つを結びつけた観点は、我々も注 目すべきであり、筆者も別稿で論じる予定で ある。

以上見てきた、Spremann による興味深い 分類により、我々は次のことに気づくであろ う。

まず、経営者をコントロールするメカニズムとしては、大きく分けて

- ① 企業内に構築される「装置」としての 制度という形でのコントロール・メカニ ズム
- ② 企業を取り巻く市場を経由したコントロール・メカニズム

の2つがあるということである。ただし、①は②のバックアップを前提として機能していることもありうる(たとえば、①の範囲内に留まることにより、②の中へ弾き出されることなく活動が進められる、など)という意味で、①は②と重なっている、あるいは①は②の一部分である、ということもできるであろう。そしてまた、それは、企業をひとつの活動体としてとらえるならば、企業の、①内部的、②外部的、なコントロール・メカニズムということもできるであろう。

この点が、Spremann の分類では見事に渾然となっていて、区別がなされていない。我我の分類では、Spremann が挙げたファクターは次のように再分類されうるであろう。

- ① (1)報酬, (3)法的規制, (5)集団による意 思決定, (7)族意識
- ② (2)発展, (4)労働市場, (6)名声

もとより、これら諸要因にはまわりとの境界線がはっきりしないものもあり、たとえば、(6)などは、いったいいかなる市場が経営者をして直接規律づけるのか、現時点では若干の疑義なしともしないのであるが、経営者の経営成果、人となりが経済社会という「鏡」

に投影され、それが当該企業の評価の一側面となっていって、ひいては資金調達の容易さなどへ反映されてゆく、という意味では、企業外部からの規律づけ、ひとつの面として資本市場とつながったメカニズムである、ということができるであろう。

さて、青木(1984)によると、エージェンシー理論の検討の対象は、すでに述べた通り、疑似プリンシパルとしての株主の側に、疑似エージェントとしての経営者の選好に関する完全な情報が存在しないときに、経営者を監視し、規律づけるメカニズムの研究へと向けられるようになってきている。そして、そのようなメカニズムとして次の3つが例として挙げられている。15)

- 1) 経営者の労働市場
- 会社のコントロールに対する市場(外部的なテーク・オーバー)
- 3) 生産物に対する市場

このうちの 1) は Spremann のいう(4), 3) は強いていえば(2)に対応するものであろう。 ここで、重複をおそれずに 1) について見直 してみよう。

株主と経営者の間のエージェンシー関係のコントロールに関しては、前述の通り、Fama (1980) の議論と経営者労働市場からの影響についての議論は、今や古典的であり、その現実的有効性についてはまた別としても、一見の価値があることは確かである。¹⁶⁾

従来の Jensen & Meckling (1976) の議論においては、経営者でありかつ危険負担者でもあるところの、いわゆる「企業家」がエージェントと考えられていたのであった。しかし、この概念そのものが実はすでに奇妙なものであり、しかも Fama によれば、両者を包括して議論することは、企業組織内で両者が各々質的に明らかに異なった生産手段を提供し、またその生産手段の提供のために異なった市場を介在させ、その結果、特定企業(あるいは当該企業)に対する関心が両者で

異なっているという現象を捨象するという全 く実状にそぐわない欠点を有する。 すなわ ち,経営者も危険負担者(株主)も,共に企 業にある種の生産要素、すなわち彼の人的資 本(経営者)や資金(株主)を提供していると いう点では変わりがないといえるが、株主は 資本市場を通して自らの負担するリスクを分 散することが可能であり、したがって特定企 業に対する関心よりは、資本市場の効率性や 完全性の方に関心があるのに対し、経営者 は,経営者労働市場において,自らの人的資 本のレンタルレートもしくは価値というもの が、彼の能力を反映したものである当該企業 の成功や失敗をシグナルとして決められると いうことから、自企業の成果に強い関心を持 っているのである。

ところで、このように経営者の価値が当該 企業の成果と密接にリンクしているというこ とは経営者に対する一種のインセンティブ・ システムが存在することを示しているから, 危険負担者(株主)側にとっては非常に好まし いことであるといえる。しかし、このシステ ムの完全性については、さらに検討が必要で あろう。というのは、時間要素を考慮に入れ るならば、企業の現在の成果は、現在の経営 者の評価ではなく将来の経営者の評価に対し てシグナルの役割を果たすのであり、その将 来的波及の完全性が保証されなければ、依然 としてエージェンシー問題は解決したことに はならないからである。Fama はここで、経 営者市場が競争的であることを始めとして, 経営者の行動とその評価システムに対するモ ニタリングが働いているということから議論 を進めている。

経営者の行動をモニターしたり、コントロールしたりする役割を担う中心的主体として、従来 Jensen & Meckling や Alchian & Demsetz が扱ってきたものは、企業の危険負担者としての株主であった。しかし、前述したように個々の株主は所有株式を分散さ

せているために、特定の企業の動向に対する 関心が薄く、したがって、実際はモニタリン グないしコントロールを行う主体としては単 独では明らかにインセンティブに欠けている という問題があった。

これに対し、Fama は経営者の周囲に形成 される経営者の労働市場を中心としたモニタ リング・メカニズムに注目している。経営者 の労働市場の現実の存在の形態については, たとえば日本などのように企業内部の労働市 場がその中心となる場合や、西欧諸国のよう にわが国よりは企業外部の労働市場が発達し ている場合のように、各国間によってかなり の差があるのが事実である。しかし、それが 企業のどこに形成されようとも、少なくとも その労働市場にはいわゆる潜在的な経営者が 存在するということには変わりはない。そし て、これら潜在的な経営者は、自らが経営者 となりうる当該企業の現経営者の業績、およ びその業績を当該企業が評価し、補償するメ カニズムに対し, 非常に関心を持っているで あろうから、そのメカニズムが正しく作動し ているか否かについて常にモニタリングを行 っていると考えられる。これは、わが国の内 部経営者労働市場について、特に留意すべき 点であろう。すなわち、このような外部労働 市場からのモニタリングの他にも企業内部に は経営者の行動に関心を持つ多くの利害関係 者が存在しているということである。たとえ ば潜在的な経営者でなくとも経営者以下のい わゆる管理者レベルにある者は、自らの労働 生産性が企業の業績ないしはそれを生み出す 経営者の業績と密接に関係しており、したが って彼らの人的資本のレンタルレートもしく は価値の評価を、その労働市場が、彼らの在 籍する企業自体の業績を中心的なシグナルと して行うことが多いということを認識して おり、そのためにこれらの人々も経営者の行 動についてかなり注意を払っていると考える ことができると思われる。特にわが国の場

合,文化的・風土的原因により、いわゆる 「敗者復活戦」がむずかしいことから、内部 にしろ外部にしろ、「経営者労働市場」での pricing はかなり 苛烈なものであることは知 っての通りである。

Fama (1980) は、このような組織内外の競争的経営者労働市場の存在の下では、経営者の報酬は彼の労働生産性に見合った水準に調整されるために、上述した評価の時間的差異という問題が解決されると考えている。

確かに上述したような株主と経営者間にお けるエージェンシー問題は、 事後的に判明す るエージェントのパフォーマンスを事前的に 保証することができない(もしくは行う場合 に負担できないほどのコストがかかる)とい うことに、その原因があるわけだが、それは あくまでも経営者が一期間のみ活動するとい う仮定の下での考えである。しかし、おそら くほとんどの経営者は多期間にわたって活動 を続けるのであり、そのような状況では、経 営者の能力, 努力水準等に関する情報は, 時 が経過するにつれて知られるようになり、彼 は(良い意味であるにしろ、悪い意味である にしろ)ある特定の評判を得ることになる。 したがって、その結果、彼が将来においても 組織の利益ないしはリスク負担者たる株主の 利益を過度に消費することが予想されるので あれば、彼のその後の金銭的報酬はそれに見 合って減じられるであろう。

このようにして、多期間活動する経営者においては、一活動期間の事前の報酬と事後に判明した真のパフォーマンスもしくは労働生産性との差は、その時点では解決されないものの、いずれは彼の将来の金銭的報酬の現在価値の減少となって終局的には経営者が負担することになるのである。そして経営者が負担しなければならないこのようなコストが非常に大きいことが、彼に生じるインセンティブ上の問題を解決することになるのである。

以上の Fama の議論にはフリー・ライダ

ーの問題、チーム生産の問題など、すぐに現実に当てはめるにはかなりのむずかしい問題があるのは事実だが、経営者に対する規律づけ手段として何がしかの価値があるのは確かであろうし、Famaの議論もこの点において高く評価されるべきであろう。¹⁷⁾

さて、経営者を規律づけるメカニズムとして挙げられた3つの市場のうち、2)会社のコントロールに対する市場(外部的なテーク・オーバー)は、青木(1984)によればひとつの重要な役割を持つものである。この点については次節で検討することとする。18)

- 13) Spremann (1990), S. 612ff,
- 14) Spremann の研究は、一般にエージェンシー理論のモデル解析的な面にその興味が集中しており、率直にいって企業財務自体に対する制度的知識の乏しさをさらけだしていることが多い。1990 年に 新版が出された彼の教科書では、旧版におけるこの欠点を補うべくかなりの努力の跡が見られるが、元来がミュンヘン工科大学数学科出身の彼には、いかにも荷が重かったようで、本の厚さは旧版の2倍になりながら、残念なことに教科書としてはかえって珍妙なものになっている。むしろ旧版のようなモデル分析に徹した姿勢の方がしっくりしているし、読みごたえがあると、少なくとも筆者は感じている。
- 15) 青木 (1984), S. 97ff.
- 16) Fama (1980). なお,以下の叙述は小山・ 上田 (1986a) の一部を要約したものである。
- 17) 小山 (1989), S. 69f.
- 18) これら3つの市場については,青木(1984) に有益なコメントがある。青木(1984), S. 97ff. および小山(1989), S. 69ff.

参考文献

Alchian, A. & H. Demsetz (1972), Production, Information Costs and Economic Organization, American Economic Review, 62, pp. 777-795.

青木昌彦 (1984),現代の企業,岩波書店。 Arrow, K. J. (1985),The Economics of Agen-

- cy, in J. W. Pratt & R. J. Zeckhauser(1985), pp. 37-51.
- Bamberg G. u. a.(1987), Agency Theory, Information and Incentives, Springer Verlag, Berlin/Heidelberg.
- Barnea, A., R. Haugen and L. Senbet (1985), Agency Problems and Financial Contracting, Prentice-Hall, Englewood Cliffs, New Jersey.
- Clark, R. C. (1985), Agency Costs versus Fiduciary Duties, in J. W. Pratt & R. J. Zeckhauser (1985), pp. 55-79.
- Fama, E. F. (1980), Agency Problems and the Theory of the Firm, Journal of Political Economy 88, pp. 288-307.
- Jensen, M. C. & W. H. Meckling (1976), Theory of the Firm: Managerial Behavior, Agency Costs and Ownership Structure, Journal of Financial Economics 3 pp. 305-360.
- Kieser, A. & H. Kubicek (1983), Organisation, de Gruyter Berlin.
- 小山明宏・上田 泰 (1986a), エージェンシー 問題と経営政策(I), 学習院大学経済論集,第 22 巻第 3 号, pp. 155-176。
- 小山明宏・上田 泰 (1986b), エージェンシー問題と経営政策(Ⅱ), 学習院大学経済論集,第23巻第3号, pp. 21-35。
- 小山明宏 (1989), 企業のエージェンシー問題と 経営政策の関連性に関する基礎的研究――経営 意思決定の日独比較研究のために――, 学習院

- 大学経済経営研究所年報第3巻,S. 55-79。
- Koyama, A. (1990), Eigenarten des japanischen Managements—Eine Interpretation als Principal-Agent-Problem, Arbeitspapier Universität Trier.
- Neus, W. (1989), Ökonomische Agency-Theorie und Kapitalmarktgleichgewicht, GAB-LER Wiesbaden.
- Peterson, T. (1989), Optimale Anreizsysteme, GABLER Wiesbaden.
- Pratt, J. W. & R. J. Zeckhauser (1985), Principals and Agents: The Structure of Business, Harvard Business School Press Boston, Massachusetts.
- Pratt, J. W. & R. J. Zeckhauser (1985a), Principals and Agents: An Overview, in J. W. Pratt & R. J. Zeckhauser (1985), pp. 1-35.
- Ross, S. A. (1973), The Economic Theory of Agency: The Principal's Problem, American Economic Review, Papers & Proceedings 63, pp. 134-139.
- Schanze, E. (1987), Contract, Agency and the Delegation of Decision Making, in Bamberg G. u. a. (1987), pp. 461-471.
- Schmitz, R. (1988), Kapitaleigentum, Unternehmensführung und interne Organisation, GABLER Wiesbaden.
- Spremann, K. (1990), Investition und Finanzierung, Oldenbourg München.